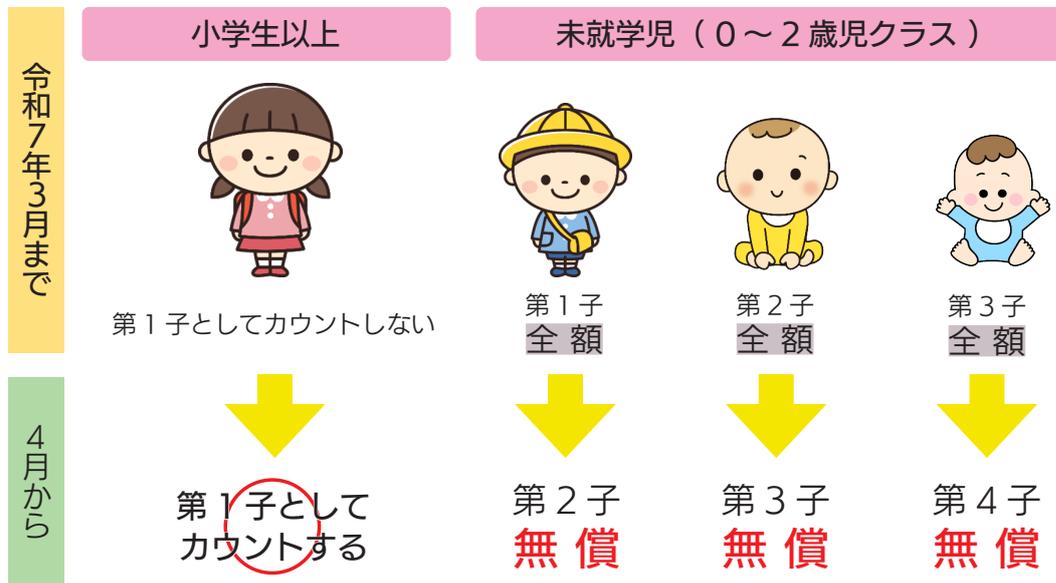


■ 第2子以降の保育料無償化 (4月開始)

▶ [関連ページ 18P](#)

これまで国の基準に基づき、保育所等にお子さんが2人以上入所している場合に、第2子は半額、第3子以降は無償化としていましたが、お子さんの多い世帯の子育て支援策の一環として、第2子以降の保育料を無償化するものです。



■ 大学生等通学定期券購入費補助金 (9月開始)

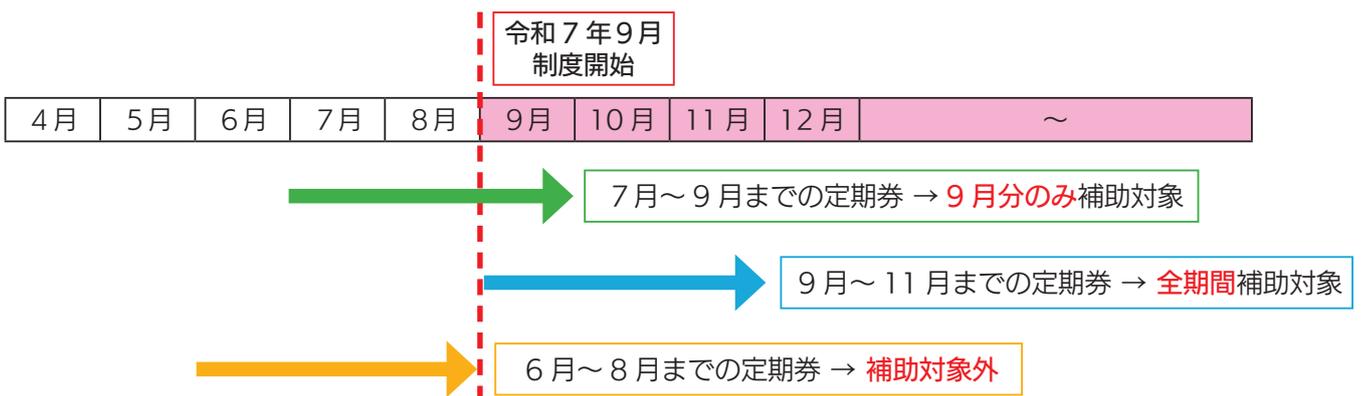
▶ [関連ページ 19P](#)

本町に居住し、大学等に通学する学生の経済的負担の軽減及び就学機会の向上に資するとともに、若者の流出抑制や公共交通の利用促進を図ることを目的とするものです。

【補助金額】 定期券を購入した費用の1/2 (年間上限額 10万円)

【対象となる定期券】 有効期間が令和7年9月1日以降の定期券 (下図参照)

※必要書類等、詳細については19ページに掲載しています。



■ 給付型奨学金制度 (申込期間：5月)

学業が優秀にも関わらず、経済的な理由により修学が困難と認められる人に奨学資金を給付する制度です。奨学金を給付することにより、次代を担う人材の育成を図ることを目的としています。

【奨学金給付額】

- ・ 入学支度金 10万円 (1回限り)
- ・ 修学資金 3万円 (月額)

応募資格等、詳細については広報けいせん5月号に掲載予定。また、桂川町ホームページに4月7日(月)より掲載予定です。